

第 4 回都市計画・歴史的風土分科会、第 1 1 回都市計画部会及び
第 1 3 回歴史的風土部会合同会議における諮問に関する事項

- 平成 2 0 年 9 月 2 5 日 国土交通大臣より社会資本整備審議会に諮問
「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進める
ための方策はいかにあるべきか。」

↓

- 平成 2 0 年 9 月 2 5 日 同諮問について、社会資本整備審議会運営規則第 8 条
第 1 項に基づき、都市計画・歴史的風土分科会に付託

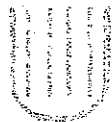
↓

- 平成 2 0 年 9 月 2 5 日 同諮問について、社会資本整備審議会運営規則第 9 条
第 2 項に基づき、歴史的風土部会に付託することについて同分科会にて了承

↓

- 平成 2 0 年 9 月 2 5 日 同諮問について、歴史的風土部会に明日香村小委員会
を設置し審議すること、同小委員会に属する委員、新たな臨時委員、専門委員
の選任を部会長一任とすることについて同部会にて了承。

(臨時委員任命 1 0 月 1 7 日、専門委員任命 1 0 月 1 7 日)

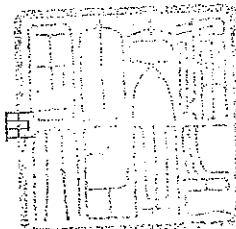


国都総第1690号
平成20年9月25日

社会資本整備審議会

会長 張 富士 夫 殿

国土交通大臣



諮 問

下記の事項について、御意見を承りたい。

記

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。

以 上

諮問事項

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等を今後一層進めるための方策はいかにあるべきか。

諮問の趣旨

奈良県明日香村については、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であったことをしのばせる歴史的風土が村の全域にわたって良好に維持されていることに鑑み、昭和55年に制定された「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」に基づき、村全域にわたって行為の制限を行って歴史的風土の保存を図るとともに、住民生活安定のための措置が講じられてきたところである。

明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関しては、同法に基づき、これまで10年ごとに、国が基本方針を作成し、また同方針に基づいて奈良県が整備計画を策定し、明日香村の将来像を見通し、その実現を着実に図るため、同計画に基づく所要の事業推進を図ってきたところである。

現行の第3次整備計画の計画期間は平成12～21年度であり、引き続きこの特色ある歴史的風土を国民的な歴史的文化的資産として保存し、住民生活との調和を図りつつ良好な状態で後世に引き継いでいくことは重要な課題であるため、明日香村を巡る社会情勢変化等を踏まえ、22年度以降の同村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等のあり方について検討する必要がある。

歴史的風土部会における今後の検討方向について

(本資料は、社会資本整備審議会第4回都市計画・歴史的風土分科会、第11回都市計画部会及び第13歴史的風土部会合同会議で配布した資料7)

1. 明日香村に係る検討について

奈良県明日香村に関しては、昭和55年に「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(明日香法)」が制定され、以来、同法に基づき、村全域が行為の許可が必要な歴史的風土保存地区に指定されるとともに、国の定める「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針(基本方針)」に基づいて奈良県が作成する「明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画(整備計画)」に定める各種事業に対し、財政上の特例や明日香村整備基金といった住民生活安定のための措置を講じてきたところである。

基本方針、整備計画については、明日香村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等の推進のあり方についてあらかじめ審議会でご議論頂き、その結果を踏まえて10年ごとに作成してきており、現行の第3次整備計画は21年度で終期を迎えることから、これまでの社会経済状況の変化を踏まえた今後のあり方や方向性等について、ご検討をお願いしたい。(古都保存法第16条第1項に基づく調査審議)

(ご参考) 古都保存法第16条第1項

社会資本整備審議会は、国土交通大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、歴史的風土の保存に関する重要事項を調査審議する。

2. 検討の進め方

明日香村小委員会を設置して検討

3. 検討スケジュール

平成20年9月25日

第13回歴史的風土部会

・明日香村小委員会設置了承(予定)

平成20年10月中旬
～平成21年5月頃

明日香村小委員会で検討(4回程度)